

## 三井楽中学校校舎改修工事の制限付一般競争入札について（公告）

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年8月30日

五島市長 野口 市太郎

### 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 三井楽中学校校舎改修工事
- (2) 工事場所 五島市三井楽町濱ノ畔1502番地1
- (3) 工期 令和2年3月31日まで
- (4) 工事概要

校舎（鉄筋コンクリート造3階建て）の大規模改修工事及び特別教室棟（鉄骨造平屋建て）の屋根葺替え工事外

（外壁劣化部補修、外壁塗装塗替え 2,649.0 m<sup>2</sup>、上げ裏塗装塗替え 343.0 m<sup>2</sup>、屋上防水改修ウレタン塗膜防水 1,382.1 m<sup>2</sup>、シーリング打替え、堅樋塗装塗替え、屋上コンクリートブロック壁撤去～フェンス設置、屋根鋼板瓦棒葺替え 256.0 m<sup>2</sup>外）

- (5) 本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、特別簡易型を適用した工事である。
- (6) 本工事は、履行確実性評価方式試行要領（制定：平成30年4月26日30五財第334号）を適用した工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

### 2 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札参加資格を有する者は、五島市制限付一般競争入札試行要綱（以下「試行要綱」という。）第5条に規定する制限付一般競争入札参加申込書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、試行要綱第3条第1項第1号から第4号までに定める要件を満たす者で、かつ、次の条件を全て満たすものとする。また、試行要綱第3条第1項第8号に定めるところにより、他の入札参加希望者と一定の系列関係（資本的関係又は人的関係をいう。）があるものは、参加できないものとする。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく建築工事業に係る建設業の許可（下請負代金額の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第
--------------	---

	273号) 第2条に規定する金額以上となる場合は、特定建設業の許可) を受けていること。	
営業所の所在地及び格付等級に関する条件	五島市内に本店又は支店を有する者で、建築一式工事に係る格付等級がAランクであるものであること。	
配置技術者に関する条件	以下の条件を全て満たす技術者を、営業所専任技術者と別に工事現場に専任で配置できること。	
	種 類	主任技術者又は監理技術者
	国家資格等	(1) 主任技術者の場合は、法による2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格(実務経験によるものを除く。)を有する者であること。 (2) 監理技術者の配置が必要な場合は、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、法第26条第4項に規定する講習を修了して5年を経過していない者であること。
そ の 他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(五島市内の本店又は支店において、制限付一般競争入札参加申込書等の提出期限日を含め、連続して3か月以上雇用している場合をいう。)にある者であること。	

### 3 提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者は、5の(2)に定める期間内に制限付一般競争入札参加申込書(試行要綱様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して提出すること。この場合において、申込書は2部提出することとし、そのうち1部は、受付後に返却する。
  - ア 公告記載の工事の業種に対応する許可通知書又は許可証明書の写し(届出時において有効なものに限る。)
  - イ 経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の写し(届出時において有効なものに限る。)
- (2) 9により落札候補者となった者は、5の(6)に定める期限までに次に掲げる書類を2部提出すること。この場合において、提出した書類のうち1部は、受付後に返却する。
  - ア 競争参加資格審査申請書(試行要綱様式第2号)
  - イ 配置予定技術者等の資格及び工事経験(試行要綱様式第4号)及びその添付資料
  - ウ その他契約担任者が必要と認めるもの

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準及び配点

ア 配置予定技術者の能力 (加算点計 5点)

評価項目	評価内容	評価基準	配点
配置予定技術者の施工実績	<p>1 配置予定技術者が、平成21年度から平成30年度までに完成した公共工事で、請負額7,000万円以上の建築一式工事に係る新築工事、増築工事又は改築工事に元請の主任(監理)技術者又は現場代理人として従事したものとする。ただし、現場代理人は、対象となる施工実績の工期の始期日以前に一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を取得したものに限る。</p> <p>2 施工実績の受注形態が共同企業体の場合は、配置予定技術者が、代表構成員の主任(監理)技術者又は現場代理人として施工した実績とする。</p> <p>3 施工場所は、五島市内とする。</p>	2件以上の施工実績あり	2
		1件の施工実績あり	1
		施工実績なし	0
配置予定技術者の資格	<p>1 資格の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法による一級建築施工管理技士</p> <p>(2) 建築法による一級建築士</p> <p>2 経過年(月)数は、それぞれの資格を取得した日から技術資料提出期限までの年(月)数とする。</p>	一級建築施工管理技士又は一級建築士取得後5年以上	2
		一級建築施工管理技士又は一級建築士取得後3年以上5年未満	1.5
		一級建築施工管理技士又は一級建築士取得後3か月以上3年未満	1
		その他	0
表彰(優秀現場技術者)	<p>1 配置技術者が、平成22年度以降において、次の各号に該当するものとする。ただし、長崎県の優秀若手技術者表彰は評価の対象とならない。</p> <p>(1) 国又は長崎県の優秀現場技術者表彰受賞者</p> <p>(2) 国又は長崎県の優秀工事表彰(下請表彰を除く。)受賞工事の主任(監理)技術者</p> <p>2 該当する優秀工事表彰が共同企業体の場合、代表構成員又はその他の構成員の主任(監理)技術者が、前項各号に該当するものであるかどうかによる。</p>	実績あり	1
		実績なし	0

イ 企業の施工能力（加算点計 7点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の施工実績	企業が元請（共同企業体の構成員としての実績（代表構成員及び出資比率が20%以上のその他構成員として施工した実績）を含む。）として、平成21年度から平成30年度までに完成した五島市内の公共工事で、請負額7,000万円以上の建築一式工事に係る新築工事、増築工事又は改築工事の施工実績とする。	3件以上の施工実績あり	1.2
		1件以上3件未満の施工実績あり	0.6
		施工実績なし	0
優秀工事表彰	1 企業が、平成22年度以降において、国又は長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ただし、対象工種を建築一式工事に限る。 2 該当する優秀工事表彰が共同企業体の場合、代表構成員及びその他の構成員の両者に適用する。	実績あり	1.2
		実績なし	0
継続的専門能力啓発システム(CPD)	平成29年11月1日から平成30年10月31日までにCPDへ登録した学習単位数	36単位以上	1.2
		36単位未満	0
労務賃金の支払い	1 1日当たりの平均労務賃金を長崎県の設計労務単価以上支払うことを誓約するものとする。 2 元請及び下請において従事する次に掲げる作業員の全員に係る1日当たりの平均労務賃金を対象とする。 ・とび工 ・塗装工 ・防水工 ・板金工	誓約する	0.7
		誓約しない	0
従業員数	五島市内所在の本社又は営業所等で五島市内に住所を有する従業員（技術資料提出期限時点で3か月以上勤務しているものに限る。）	30人以上	1.2
		15人以上30人未満	0.6
		15人未満	0
地域貢献度 実績A 社会貢献活動の	五島市内で平成27年度から令和元年度までの間にボランティア活動（会社で活動し、又は参加したボランティア活動で、1回の活動において5人以上参加したのものに限る。）をした実績	10回以上の活動実績あり	0.75
		5回以上10回未満の活動実績あり	0.37
		5回未満	0

実績 B 社会貢献活動の	1 公告日において、五島市消防団の消防団員を2名以上雇用している。	両方とも実績あり	0.75
	2 公告日において、五島市と「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」を締結している団体に加入している。	片方のみ実績あり	0.37
		実績なし	0

備考 この表において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団又は公社である建設工事をいう。

## (2) 技術資料作成要領

### ア 技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式第1号	1 作成要領 様式に押印すること。 2 特記事項 押印がないものは、無効とする。

### イ 配置予定技術者の能力

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
配置予定技術者の施工実績	様式第2号	1 作成要領 (1) 「評価基準」に該当するものがあれば記載すること。 (2) 施工実績を証明する資料として、コリンズの写し、発注機関の証明書等を添付すること。 (3) 共同企業体の場合は、代表構成員についてのみ記載すること。 2 特記事項 添付資料により施工実績が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の資格		1 作成要領 (1) 資格を証明する資料として、資格者証の写しを添付すること。 (2) 雇用関係を証明する資料として、健康保険証の写し等を添付すること。 2 特記事項 (1) 添付資料により資格が確認できないものについては、評価しない。 (2) 技術資料提出期限後の配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
表彰（優秀現場技術者）		1 作成要領 (1) 「評価基準」に該当するものがあれば記載すること。

		<p>(2) 証明する書類として、優秀現場技術者表彰状の写し等を添付すること。</p> <p>(3) 優秀工事表彰については、優秀工事表彰状の写し等とコリンズの写しを添付すること。</p> <p>2 特記事項 添付資料により確認できないものについては、評価しない。</p>
--	--	--

ウ 企業の施工能力

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
企業の施工実績	様式第3号	<p>1 作成要領</p> <p>(1) 「評価基準」に該当するものがあれば記載すること。</p> <p>(2) 施工実績を証明する資料として、コリンズの写し、発注機関の証明書等を添付すること。</p> <p>2 特記事項 添付資料により施工実績が確認できないものについては、評価しない。</p>
優秀工事表彰		<p>1 作成要領</p> <p>(1) 「評価基準」に該当するものがあれば記載すること。</p> <p>(2) 証明する資料として、優秀工事表彰状の写し等を添付すること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体の協定書の写しを添付すること。</p> <p>2 特記事項 添付資料で確認できないものについては、評価しない。</p>
継続的専門能力啓発システム（CPD）		<p>1 作成要領 単位数が確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 特記事項 添付資料で確認できないものについては、評価しない。</p>
労務賃金の支払い		<p>作成要領</p> <p>1日当たりの平均労務賃金を長崎県における設計労務単価以上支払うことを誓約する場合は「誓約する」に○、誓約しない場合は「誓約しない」に○を記入。</p>
従業員数	様式第4号	<p>1 作成要領</p> <p>(1) 五島市内所在の本社、営業所等で、五島市内に住所を有する従業員（代表者を除き常時雇用の役員を含む。以下同じ。）を全て記載すること。この場合において、従業員は、常時雇用の者で技術資料提出期限の時点で3か月以上勤務しているものとする。</p> <p>(2) 添付資料として社会保険の「被保険者標準報酬決定通知書」又は雇用保険の「事業所別被保険</p>

			者台帳」の写しを提出すること。
地域要件	社会貢献活動の実績 A	様式第 5 号	<p>1 作成要領</p> <p>(1) 五島市内におけるボランティア活動（道路、河川、海岸等の清掃、五島市内の公共団体主催のイベントへのボランティア活動等）を全て記載すること。この場合において、対象期間は、平成 27 年度から令和元年度までとする。</p> <p>(2) 10 回までの活動実績の確認は、公的機関の証明、写真、新聞記事等により行う。</p> <p>2 特記事項 添付資料により活動実績が確認できないものについては、評価しない。</p>
	社会貢献活動の実績 B	様式第 6 号	<p>1 作成要領</p> <p>(1) 「評価基準」に該当するものがあれば記載すること。</p> <p>(2) 対象となる従業員は、常時雇用の者で技術資料提出期限時点において 3 か月以上勤務しているものとし、そのうち五島市消防団員である者について全て記載すること。この場合において、公告の日から過去 1 年の間に、新たに団員となった従業員については、番号に○をすること。</p> <p>(3) 五島市消防団員であることの証明として、記載した従業員のうちの 2 名分の五島市消防団長等による当該事由の証明資料を添付すること。</p> <p>(4) 「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」を締結している団体への加入状況については、当該団体の長が証明する書類を添付すること。</p> <p>2 特記事項 添付資料により確認できないものについては評価しない。</p>

(3) 入札に参加しようとする者は、技術資料として、5の(2)に定める期間内に、次に掲げる書類を申込書に添付して提出すること。この場合において、技術資料は、2部提出することとし、そのうち1部は、受付後に返却する。

ア 総合評価落札方式に関する技術資料（様式第1号）

イ 配置予定技術者の資格及び施工実績（様式第2号）及び添付資料

ウ 企業の施工能力（様式第3号）及び添付資料

エ 本社又は営業所等の従業員数（様式第4号）及び添付資料

オ 社会貢献活動の実績 A（様式第5号）及び添付資料

カ 社会貢献活動の実績 B（様式第6号）及び添付資料

キ 自己審査表（様式第7号）

(4) 技術資料の提出を一部でも欠いた者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者のした入札は無効とし、契約後においても、発注者が履行状況を確認し、これら悪質な行為があったと認められるときは、直ちに契約を解除する。

(5) 以下のア、イ、ウに該当する場合は、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。

ア 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、技術資料において「配置する」を選択した場合。

イ 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。

ウ 評価項目に「下請け次数の制限」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。

## 5 入札日程等

区 分	期間、期限等	配布場所等
(1) 提出書類等の配布及び設計図書等の貸出し	令和元年8月30日(金)から同年9月19日(木)まで	五島市総務企画部財政課契約管財班
(2) 申込書及び技術資料の提出	令和元年8月30日(金)から同年9月19日(木)まで	
(3) 設計図書等に関する質問	令和元年8月30日(金)から同年9月20日(金)まで	
(4) 設計図書等に関する質問の回答	令和元年9月25日(水)まで	
(5) 入札	令和元年10月1日(火)午前10時から	五島市役所3階第1会議室
(6) 競争参加資格審査申請書等の提出	令和元年10月4日(金)午後5時15分まで	五島市総務企画部財政課契約管財班

### 備考

1 (1)から(3)までの期間については、五島市の休日を定める条例(平成16年五島市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(来庁する場合は、正午から午後1時までを並びに毎週火曜日の午前8時30分から正午までを除く。)とする。

2 (4)に規定する質問の回答方法は、次のとおりとする。

(1) 個別事項に関する質問については、当該質問をした者に対しFAXにて回答する。

(2) 全参加者に関する事項については、五島市のホームページに掲載する。

(<http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/businesses/index092.php>)



## 6 設計図書の貸出し等

- (1) 設計図書等は、CDにより貸し出すものとする。
- (2) 貸し出した設計図書等については、入札終了後に入札会場にて返却すること。
- (3) 設計図書等に関する質問は、5の(3)に定める期間内に書面により持参すること、又はFAXにて提出すること。FAXで質問をする場合において、質問者は、必ず提出先に着信を確認すること。

## 7 現場説明会

現場説明会は、行わない。

## 8 入札方法等

- (1) 郵便等による入札は、認めない。
- (2) 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- (3) 入札に際しては、3の(1)において返却された申込書を提出すること。
- (4) 入札書及び入札用封筒は、五島市建設工事執行規則（平成16年五島市規則第177号）に定める様式によること。
- (5) 入札当日の気象条件（大雨、台風接近等）により入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 予定価格及び履行確実性評価価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (8) 入札回数は、2回までとする。なお、入札が不調の場合は、随意契約による契約を行うことがある。
- (9) 入札に際しては、五島市工事費内訳書取扱要領（以下「内訳書取扱要領」という。）に基づく工事費内訳書を入札書と併せて提出すること。

## 9 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は、五島市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）試行要領第12条及び第13条の規定並びに五島市履行確実性評価方式試行要領に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

### (1) 履行確実性評価方式の定義

ア 履行確実性評価方式とは、五島市履行確実性評価方式試行要領第2条に規定するものをいう。

イ 履行確実性評価価格は、「五島市建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（以下「事務処理要綱」という。）に基づき算定するものとする。

ウ 低価格での入札による契約は、契約不履行等を招く恐れがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行確実性確保価格を設定するものとする。

エ 履行確実性確保価格は、設計金額に10分の9を乗じた金額（千円未満の端数を生じる場合は、当該額を切り捨てた額）とする。

## (2) 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の施工能力」をもって入札に参加し、次のア～イの要件に該当する者のうち、「(3)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

(ア) 加算点並びに入札価格が同等の場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(イ) 対象となる者の全てが、履行確実性評価価格以上の範囲内で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(ウ) 上記以外の場合

最低の価格を持って入札した者を落札仮決定者に決定する。ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

## (3) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算出方法により算定する。

なお、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(ア) 評価値の算出方法

① 入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left[ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \right] \times 100,000,000$$

② 入札価格が「履行確実性評価価格」未満「履行確実性確保価格」以上の場合

$$\text{評価値} = \left[ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{履行確実性評価価格} \right] \times 100,000,000$$

③ 入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

評価値＝「(標準点＋加算点) / (履行確実性評価価格＋(履行確実性確保価格－入札価格))」×100,000,000

(イ) 評価点 標準点＋加算点

標準点は、100点とし、加算点は、12点とする。

(ウ) 加算点の算出方法

加算点は、4の(3)により提出された技術資料等に基づき、4の(1)に定める「評価項目、評価内容、評価基準及び配点」により入札者の技術的能力等を評価して得た得点の合計とする。

1.0 落札仮決定者の書類審査

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件等を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。
- (2) 落札仮決定者が提出期限までに競争参加資格審査申請書等を提出しないとき、又は審査の結果、資格要件等を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に高い評価値入札した者（以下「次順位者」という。）とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。
- (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

1.1 入札保証金

入札保証金の額は、入札見積金額の100分の5以上の金額とする。ただし、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第74条の規定による免除又は減額に該当する場合は、令和元年9月25日（水）までに別途通知する。

1.2 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、財務規則第93条第1項第1号に規定する履行保証保険証券の提出又は同条第2項各号に掲げる担保の提供によって契約保証金に代えることができる。

1.3 支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額が1,000万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
  - ア 中間前金払（請負代金額の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。）
  - イ 部分払（回数は、請負代金額が3,000万円未満のものは1回以内、3,000万円以上のものは2回以内とする。）

#### 1 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

なお、無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

- (1) 資格要件を満たさない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は契約担任者において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対して2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ねたとき、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないとき、その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (9) 内訳書取扱要領第5に掲げるいずれかに該当するとき。

#### 1 5 虚偽記載があった場合の措置

3に定める入札参加資格等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号）に基づき指名停止となる場合がある。

#### 1 6 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

#### 1 7 その他

- (1) その他入札及び契約に関する事項は、財務規則、五島市建設工事執行規則及び五島市建設工事標準請負契約書（平成16年五島市告示第90号）の定めるところによる。
- (2) この公告は、五島市ホームページに掲載する。  
(<http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/businesses/index092.php>)
- (3) 不明な点に関する問合せ先 五島市総務企画部財政課契約管財班  
電話 0959-72-6111 FAX 0959-74-1994

様式第1号

## 総合評価落札方式に関する技術資料

令和 年 月 日

(宛先) 五島市長

住 所  
商号又は名称  
代表者名 ⑩  
電話番号  
(作成担当者名 : )

年 月 日付けで公告(通知)がありました 工事の入  
札に関する技術資料を下記のとおり提出いたします。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約いたします。

### 記

- 1 配置予定技術者の資格及び施工実績 (様式第2号)
- 2 企業の施工能力 (様式第3号)
- 3 本社又は営業所等の従業員数 (様式第4号)
- 4 社会貢献活動の実績A (様式第5号)
- 5 社会貢献活動の実績B (様式第6号)

配置予定技術者の資格及び施工実績

会社名 \_\_\_\_\_

1 配置予定技術者の資格

配置予定者の役職		監理（主任）技術者	
氏名		生年月日	
資格	資格の種類	資格取得年月日	
	交付番号	所属会社入社日	

2 施工実績

1	工事名		
	施工場所	契約金額	
	発注機関	従事役職	
	工期	従事期間	
	工事内容		
2	工事名		
	施工場所	契約金額	
	発注機関	従事役職	
	工期	従事期間	
	工事内容		
3	工事名		
	施工場所	契約金額	
	発注機関	従事役職	
	工期	従事期間	
	工事内容		
4	工事名		
	施工場所	契約金額	
	発注機関	従事役職	
	工期	従事期間	
	工事内容		
5	工事名		
	施工場所	契約金額	
	発注機関	従事役職	
	工期	従事期間	
	工事内容		

- (注) 1 法令による資格又は免許については、証明する書面の写しを添付すること。  
 2 同種工事の経験については、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し、  
 又は従事時の役職内容が確認できる資料及び工事完成確認書の写しを添付すること。

3 表彰（優秀現場技術者）

表彰の区分		表彰年度	年度
工事名			

企業の施工能力

会社名 \_\_\_\_\_

1 企業の施工能力

1	工事名			
	施工場所		契約金額	
	発注機関		工期	
	受注形態	単体 ・ 共同企業体（出資比率 % 代表者・構成員）		
	工事内容			
2	工事名			
	施工場所		契約金額	
	発注機関		工期	
	受注形態	単体 ・ 共同企業体（出資比率 % 代表者・構成員）		
	工事内容			
3	工事名			
	施工場所		契約金額	
	発注機関		工期	
	受注形態	単体 ・ 共同企業体（出資比率 % 代表者・構成員）		
	工事内容			
4	工事名			
	施工場所		契約金額	
	発注機関		工期	
	受注形態	単体 ・ 共同企業体（出資比率 % 代表者・構成員）		
	工事内容			
5	工事名			
	施工場所		契約金額	
	発注機関		工期	
	受注形態	単体 ・ 共同企業体（出資比率 % 代表者・構成員）		
	工事内容			

(注) 1 施工実績については、工事实績情報システム (CORINS) の工事カルテの写し、又は契約書の写し及び工事完成確認書の写しを添付すること。

2 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体の協定書の写しを添付すること。

2 優良工事表彰

表彰の区分	表彰年度	年度
工事名		

3 継続的専門能力啓発システム (CPD)

CPD 登録学習単位合計数	単位
---------------	----

(注) 平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの CPD へ登録した学習単位を記入すること。

4 労務賃金の支払い

誓約する	
誓約しない	

## 本社又は営業所等の従業員数

会社名

## 1 主たる営業所の所在地等

営業拠点の区分	1 本社    2 営業所等	営業拠点 の住所	
営業拠点の名称			
代表者の職氏名		電 話	
営業開始年月日		F A X	

## 2 市内の従業員数

番号	氏 名	住所（住民登録の住所地）	勤務開始年月日	勤務期間
1			年 月 日	年 月
2			年 月 日	年 月
3			年 月 日	年 月
4			年 月 日	年 月
5			年 月 日	年 月
6			年 月 日	年 月
7			年 月 日	年 月
8			年 月 日	年 月
9			年 月 日	年 月
10			年 月 日	年 月
11			年 月 日	年 月
12			年 月 日	年 月
13			年 月 日	年 月
14			年 月 日	年 月
15			年 月 日	年 月
16			年 月 日	年 月
17			年 月 日	年 月
18			年 月 日	年 月
19			年 月 日	年 月
20			年 月 日	年 月

(注) 1 営業拠点の区分は、該当する番号に○をすること。

2 営業所等の場合、営業開始の年月日は、営業所等の営業開始年月日とする。また、年数の基準日は技術資料提出期限日とし、勤務期間の算定に用いる月が1月に満たない場合は切り捨てるものとする。

3 従業員数で欄が不足する場合は、欄を挿入し記入すること。



社会貢献活動の実績A

会社名 \_\_\_\_\_

1 ボランティア活動

番号	活 動 名	活動日又は期間	活 動 場 所	参加人員
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

- (注) 1 実施会社の従業員が5名以上参加した五島市内での活動について記載すること。  
 2 公告日の属する年度の直前5か年度の活動実績を直近のものから順に記載し、上記のうち10回の活動については、活動を証明できる書類を添付すること。  
 3 ボランティア活動数で欄が不足する場合は、欄を挿入し記入すること。

社会貢献活動の実績B

会社名 \_\_\_\_\_

1 五島市消防団員

番号	氏名	生年月日	番号	氏名	生年月日
1		年 月 日	21		年 月 日
2		年 月 日	22		年 月 日
3		年 月 日	23		年 月 日
4		年 月 日	24		年 月 日
5		年 月 日	25		年 月 日
6		年 月 日	26		年 月 日
7		年 月 日	27		年 月 日
8		年 月 日	28		年 月 日
9		年 月 日	29		年 月 日
10		年 月 日	30		年 月 日
11		年 月 日	31		年 月 日
12		年 月 日	32		年 月 日
13		年 月 日	33		年 月 日
14		年 月 日	34		年 月 日
15		年 月 日	35		年 月 日
16		年 月 日	36		年 月 日
17		年 月 日	37		年 月 日
18		年 月 日	38		年 月 日
19		年 月 日	39		年 月 日
20		年 月 日	40		年 月 日

- (注) 1 公告日から過去1年間において、新たに五島市消防団員となった従業員については、該当する番号に○をすること。
- 2 上記のうち2名の者については、五島市消防団長等の証明書を添付すること。
- 3 消防団員数で欄が不足する場合は、欄を挿入し記入すること。

2 五島市と「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」を締結した団体への加入の状況

加入の有無	有 ・ 無
-------	-------

(注) いずれかを○で囲んで下さい。